

# 登別市景観とみどりの条例を制定しました

▼問い合わせ 都市政策グループ（☎853230）

市は平成23年7月に、（仮称）登別市景観・緑化条例の策定に向けて広く市民の意見を反映させるため、まちづくり関係者や環境保全関係者など25人で組織された『（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議』を設置しました。

同会議では、3年間にわたり、27回におよぶ会議を行い、平成26年7月、協議した内容についてまとめ、『登別市景観とみどりの条例（案）』として市に提出しました。

市はこの提言書をもとに協議・検討を行い、『登別市景観とみどりの条例（案）』として取りまとめ、平成28年第1回登別市議会定例会で議決され、平成28年4月1日から施行します。今号では、同条例についてお知らせします。

## 条例の目的

市民、事業者、市が協働して、良好な景観と豊かなみどりを守り、育て、つくり、これらを次代へ継承していくこと（景観・みどりづくり）を目的としています。

## 条例の構成

本条例は、第1章から第5章、全33条で構成しています。

- 第1章 総則（第1～13条）  
目的、基本理念及び責務等について
- 第2章 登別市景観・みどり審議会（第14～17条）  
景観またはみどりづくりに関する重要事項を調査審議させるために、市長が設置する審議会について
- 第3章 良好な景観と豊かなみどりの保全・育成（第18～30条）
  - (1) 基本計画等について
  - (2) 景観・みどり遺産の指定について
    - ◆特に貴重なものと認められる良好な景観または豊かなみどりを、次代へ継承すべきものとして指定します。
  - (3) モデル地区の認定について
    - ◆市民が主体となって景観・みどりづくりを積極的に進める地区を、市民の申請により認定します。
  - (4) 眺望ポイントの指定について
    - ◆良好な景観を眺望することができる主要な場所を、眺望ポイントとして指定します。
  - (5) 保護樹の指定について
    - ◆景観上優れているなど、特に保全する必要があると認められる健全な樹木を指定します。
  - (6) 景観阻害物件の改善要請について
    - ◆著しく景観を阻害していると認められる場合、所有者へ改善措置を執るよう要請します。
  - (7) みどりの保全・育成等について
- 第4章 活動団体等（第31・32条）  
個人または団体への助言等や表彰規定について
  - ◆景観・みどりづくりに関し、優れた活動を行っている個人や団体、寄与している建物などの所有者を表彰します。
- 第5章 雑則（第33条）

※本条例での指定・認定などは、いずれも登別市景観・みどり審議会からの答申を受け、市が行います。

## 条例に基づくそれぞれの立場での責務

| 立場  | 責務  |
|-----|---|
| 市民  | 景観・みどりづくりの実施<br>地域における景観・みどりづくりへの協力           |
| 事業者 | 地域の景観・みどりづくりへの寄与<br>市が実施する景観・みどりづくりに関する施策への協力 |
| 市   | 良好な景観と豊かなみどりづくりに必要な施策の策定、実施                   |

## 良好な景観と豊かなみどりの効果

美しく調和のとれた風景と、四季折々に美しい姿を見せるみどり豊かな自然は、わたしたちにさまざまな恩恵を与えてくれる、大切な共有財産です。

- ・子どもたちの心身の健全な育成
- ・地域の魅力の向上
- ・市民生活の向上
- ・観光資源としての活用

登別市は『登別市民憲章』で表現されているとおり、『美しい自然に恵まれた』まちです。このまちに住む市民として、景観とみどりについて考えてみませんか。

本条例は、市役所1階市民コーナーや各支所、市民会館、市のホームページでご覧いただけます。